



県章



平成29年
6月27日(火)
第9512号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課）	2
○同	2
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○平成28年度及び平成29年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課）	3
○平成28年度及び平成29年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同）	3
○道路の供用開始（道路管理課）	3
○道路の区域変更（同）	3
○道路の供用開始（同）	4
○河川整備計画の決定（河川課）	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民生活課）	4
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	5
収 用 委 員 会 公 告	
○収用の裁決手続の開始決定	5
○公示送達	6
災 害 対 策 本 部 規 程	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（危機管理室）	7
国 民 保 護 対 策 本 部 規 程	
緊急対処事態対策本部規程	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（危機管理室）	7

■ 告 示

◎群馬県告示第197号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原9番2の一部、9番11の一部、10番2の一部、10番14の一部、19番2の一部、19番4の一部、233番2の一部、249番2の一部、無地番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに水銀及びその化合物

◎群馬県告示第198号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 渋川市金井字大野2843番3の一部、2843番41の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 利根郡みなかみ町栗沢字二叩甲481（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- 「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第200号

平成28年度及び平成29年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（平成27年群馬県告示第327号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

5(1)中「以降随時」を「から平成29年9月15日（金）までとする。」に改める。

◎群馬県告示第201号

平成28年度及び平成29年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（平成27年群馬県告示第348号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

5(1)中「以降随時」を「から平成29年9月15日（金）までとする。」に改める。

◎群馬県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	富岡市藤木字南澤791番の1地先から同市同字一本木727番の5地先まで	平成29年6月27日

◎群馬県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	今泉館林線	館林市赤生田本町2614番の2地先 から同市上赤生田町3901番の1地 先まで	前	9.6～10.2	49.0
			後	6.5	52.0

◎群馬県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	今泉館林線	館林市赤生田本町2614番の2地先から同市上赤生田町3901番の1地先まで	平成29年7月5日

◎群馬県告示第205号

利根川水系碓氷川圏域河川整備計画を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第6項の規定により、告示する。

その関係図書は、群馬県県土整備部河川課、群馬県高崎土木事務所及び群馬県安中土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年6月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プライマリーケア・ライフサポート21
- 3 代表者の氏名 森村吉夫
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市二之宮町481番2
- 5 定款に記載された目的 プライマリーとは「本来の、根本の」という意であり、この法人は少子高齢化社会に対応して、医療・福祉・環境という人間の根本に関わる事業を行い社会の幅広い人々の生活を豊かにすることを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により富士見北橋土地改良区の定款の変更を平成29年6月16日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月27日

群馬県知事 大澤 正 明

■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成29年6月27日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 一般国道353号改築工事（上信自動車道・群馬県渋川市金井字下新田地内から同県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
群馬県渋川市川島字南大塚

地番	地目		地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
1331番	畑	山林	996	985.72	30.98
1332番	畑	山林	1524	1515.57	263.46
1333番	畑	山林	466	467.30	129.51

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
亡浅見雄一相続財産 相続財産管理人 眞庭裕一郎	群馬県渋川市中村121番地6 SKビル3階

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社群馬レジェンド	群馬県渋川市川島字北大塚1180番地1	所有権移転請求権仮登記 平成2年2月21日受付 第2641号 根抵当権 平成2年2月21日受付 第2638号 条件付賃借権設定仮登記 平成2年2月21日受付 第2643号
志村栄一	群馬県渋川市渋川2107番地26	根抵当権 昭和58年1月28日受付 第1411号
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	根抵当権 昭和61年11月4日受付 第13035号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年6月16日

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき裁決書は、群馬県収用委員会事務局(群馬県県土整備部監理課用地対策室)に保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年7月18日をもって、その書類の送達があったものとみなされる。

平成29年6月27日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 事件名 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 平成29年6月16日付け群収用委第30046-3号「裁決書正本の送達について」
- 3 送達を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番

(1) 氏名及び住所

氏名	住所
武藤丈平(存否不明)	—
武藤かう	不明
大泉をり	同上
武藤竹夫	同上
武藤保	同上
武藤新平	同上

(2) 土地の所在及び地番 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字下湯原乙375番

災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第二号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

群馬県災害対策本部長 大澤 正明

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二産業経済部の部産業経済部長の款工業振興班の項中

工業振興課長	を	工業振興課長	次世代産業課長
--------	---	--------	---------

に改め、同款産業経済応援班の項中「次世代産業課長」を「労働政策課長」に、「労働政策課長」を「産業人材育成課長」に改める。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

国民保護対策本部規程
緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第二号

群馬県緊急対処事態対策本部規程第二号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

群馬県国民保護対策本部長 大澤 正明

群馬県緊急対処事態対策本部長 大澤 正明

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二産業経済部の部産業経済部長の款工業振興班の項中

工業振興課長	
--------	--

を

工業振興課長	次世代産業課長
--------	---------

に改め、同款中

観光班	観光物産課長	労働政策課長
産業経済応援班	次世代産業課長	労働政策課長
		産業人材育成課長
		労働委員会事務局長

を

産業経済応援班	労働政策課長	産業人材育成課長
観光班	観光物産課長	労働委員会事務局長

に改める。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
